

京都市介護保険規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年12月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第145号

京都市介護保険規則の一部を改正する規則

京都市介護保険規則の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第34条」に、「第34条」を「第35条」に改める。

第34条を第35条とし、第5章中第33条を第34条とする。

第32条第1項各号列記以外の部分中「第30条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条を第33条とする。

第31条を第32条とし、第30条を第31条とし、第29条を第30条とし、第28条の次に次の1条を加える。

(延滞金額を計算する場合についての技術的読替え)

第29条 条例第10条第2項の規定により京都市市税条例第9条第1項各号列記以外の部分及び附則第3条の9第1項の規定を準用する場合には、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条第1項各号列記以外の部分	納税者又は特別徴収義務者は、納期限後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合(法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び法第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、法第603条第3項又は法第603条の2第5項の規定により徴収の猶予を受けた者が当該徴	京都市介護保険条例第10条第1項に規定する納付義務を負う者は、納期限後に普通徴収に係る保険料を納付する場合
-----------------	---	---

	収の猶予に係る税金を納付する場合を含む。)	
	当該税額又は納入金額	当該保険料の額
	その納期限(納期限の延長があったときは,その延長された納期限とする。第1号及び第2号において同じ。)	納期限
	納付又は納入	納付
	次の各号に掲げる税額の区分に応じ,当該各号に掲げる	納期限の翌日から1月を経過する日までの
	納付し,又は納入しなければ	納付しなければ
附則第3条の9第1項	第9条第1項前段及び第37条の10第2項前段	京都市介護保険条例第10条第2項の規定において準用する京都市市税条例第9条第1項各号列記以外の部分
	これら	同項各号列記以外の部分

第3号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に,「ごろ」を「頃」に改める。

第7号様式注以外の部分,第12号様式注以外の部分,第14号様式注以外の部分及び第17号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第18号様式中「第29条関係」を「第30条関係」に,「あて先」を「宛先」に,「第29条の」を「第30条の」に改める。

第19号様式中「第30条関係」を「第31条関係」に改め,同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に,「第30条第1項」を「第31条第1項」に改める。

第20号様式中「第30条関係」を「第31条関係」に改め,同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に,「第30条第2項」を「第31条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は,平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は，市長が認めるものに限り，当分の間，これを使用することができる。

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)